

リーディング品目支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、本県農業の主要な品目で牽引役として重要な柿、茶、イチゴ、キクなどのリーディング品目の安定生産を支援し産地の強化を図るため、リーディング品目の安定生産に資する取り組みを行う者に対し、リーディング品目支援事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(事業実施主体)

第2条 事業の実施主体は、次のとおりとする。

(1) 高品質大和茶生産支援事業

- ・ 3戸以上の奈良県内の生産者で構成された代表者の定めのある組織
- ・ 県内に主たる事務所を有し、県内で営農している農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人又はその他知事が別に定める法人

(2) 生産新資材導入支援事業

- ・ 3戸以上の奈良県内の生産者を含む代表者の定めのある組織

(補助の対象経費及び補助額)

第3条 補助の対象となる経費及び補助金の額は、下表のとおりとする。なお、補助対象となる基準は別表に定める。

事業区分	補助の対象となる経費	補助金の額
1 高品質大和茶生産支援事業	かぶせ茶・てん茶生産で用いられ、高い遮熱性を持ち、高温障害の防止に資する機能性被覆資材の購入経費	当該経費の2分の1以内の額 但し10a当たり、上限175千円
2 生産新資材導入支援事業	キク栽培で用いられる生分解性マルチ購入経費	当該経費の10分の3以内の額

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、毎年度、次に掲げる書類1部を知事に提出しなければならない。

- (1) 事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) その他知事が必要と認める書類

2 申請者は、第1項の申請書を提出するにあたって、事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金にかかる消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

（補助金の交付の決定）

第5条 知事は、前条の書類を受理し適当と認めるときは、補助金の交付の決定をし、その決定内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、補助金の交付を申請した者（以下「補助事業者」という。）に書面により通知するものとする。

2 知事は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、審査の上、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

（変更の承認の申請）

第6条 補助事業者は、当該補助事業の内容又は経費の配分等を変更するときは、事業補助金変更承認申請書（第2号様式）1通を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、規則第5条第1項第1号に規定する知事の定める軽微な変更とは、経費の30%以内の増減とする。

2 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、第2号様式の「変更承認申請書」を「中止（廃止）承認申請書」に置き換えた申請書を知事に提出しなければならない。

（補助金の概算払）

第7条 知事は、交付の決定をした場合において、必要と認めるときは、当該交付決定額の範囲内で補助金の概算払をすることができる。

2 前項の規定により、補助金の概算払を受けようとする者は、事業補助金概算払請求書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

（指示・監督）

第8条 知事は、補助事業者に対し、当該補助事業の適正な施行を図るため、必要な指示及び監督をすることができる。

（完了報告、実施状況報告及び評価）

第9条 補助事業者は、事業完了の日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付

の決定のあった年度の末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 事業補助金完了報告書（第4号様式）

(2) その他知事が必要と認める書類

2 第4条第2項のただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 高品質大和茶生産支援事業及び生産新資材導入支援事業を実施し、購入した資材の設置を事業実施年度の翌年度に行った補助事業者は、事業実施翌年度に実施状況報告書（第5号様式）を提出すること。

4 高品質大和茶生産支援事業及び生産新資材導入支援事業を実施した補助事業者は事業実施翌年度から3年間、事業補助金評価書（第6号様式）を県に提出すること。

（完了検査）

第10条 知事は、第9条に規定する書類の提出があったときは、現地及び書類等の検査を行うことができる。

（補助金の額の確定）

第11条 知事は、第10条の規定による完了検査を行い、補助金額の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、規則第13条に基づき補助金の額を確定し、補助事業者に書面により通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第12条 補助事業者は、第11条の規定による補助金の額の確定後、速やかに事業補助金交付請求書（第7号様式）1部を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第13条 知事は、第12条に規定する書類を受理した場合においてその内容を適当と認めるときは、補助事業者に補助金を交付する。この場合において、第7条第1項の規定によって概算払をしたときは、当該補助金について精算するものとする。

2 知事は前項の規定による精算により返還が適当と認める額が生じたときは、当該金額の補助金の返還を当該補助事業者に対し請求するものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、事業消費税等仕入控除税額報告書（第8号様式）により速やかに知事に報告するとともに、返還命令を受けたときは、これを返還しなければならない。

(補助金の返還)

第 15 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 事業計画の不履行が明らかになったとき。
- (2) 第 5 条の規定により知事が決定した内容及び付した条件に違反したとき。
- (3) 第 10 条の規定による検査を正当な理由無く拒んだとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 支出額が予算額に較べて減少したとき。

(帳簿及び証拠書類等)

第 16 条 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して 5 年間整備保管しておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第 17 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 規則第 20 条ただし書の規定により知事が定める期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）第 5 条に規定する処分制限期間とする。
- 3 規則第 20 条第 2 号に規定する知事が定める財産は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。
- 4 補助事業者は、取得財産等について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 5 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(入札又は見積り合せ)

第 18 条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 「果樹産地リフレッシュ事業補助金交付要綱」（平成 21 年 4 月 1 日制定）及び「大和茶改植支援事業補助金交付要綱」（平成 21 年 4 月 1 日制定）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 28 日から施行し、令和 7 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 5 月 26 日から施行する。

別表

事業区分	補助対象となる基準及び条件
1 高品質大和茶生産支援事業	<p>機能性被覆資材を、設置することを目的とし、事業実施年度内に購入すること。原則として、本事業で購入した機能性被覆資材は事業実施年度内に設置すること。ただし茶栽培時期の都合上、事業実施年度内に機能性被覆資材を設置できない場合は、翌年度8月末までに設置すること。なお、機能性被覆資材とは、高い遮熱性を持ち、高温障害の防止に資する資材であることがカタログ等で確認できるものとする。</p> <p>購入した機能性被覆資材を用いて次の条件に基づき、一番茶あるいは二番茶の栽培を行うこと。</p> <p>かぶせ茶については、機能性被覆資材の遮光率を70%以上とし、その資材を用いて、一番茶においては10日以上、二番茶では7日以上の被覆期間を設けて栽培を行うこと。</p> <p>てん茶については、機能性被覆資材の遮光率を80%以上とし、その資材を用いて、一番茶においては20日以上、二番茶では14日以上の被覆期間を設けて栽培を行うこと。</p> <p>購入した機能性被覆資材の設置が事業実施の翌年度となった場合、高品質大和茶生産支援事業実施状況報告書（第5号様式、別記様式B）を事業実施翌年度の9月末までに提出すること。また、事業実施年度および事業実施後3年間、各年度の3月末日までに高品質大和茶生産支援事業補助金評価書（第6号様式、別記様式C）を県に提出すること。</p>
2 生産新資材導入支援事業	<p>キク栽培で用いられる生分解性マルチを、展張することを目的とし、事業実施年度内に購入すること。原則として、本事業で購入した生分解性マルチは事業実施年度内に展張すること。ただしキク栽培時期の都合上、事業実施年度内に生分解性マルチを展張できない場合は、翌年度9月末までに展張すること。この場合、展張状況について、生産新資材導入支援事業実施状況報告書（第5号様式、別記様式E）を展張完了後1カ月以内に提出すること。</p> <p>事業終了後、取組生産者はキク栽培において生分解性マルチの積極的な利用に努めること。なお、事業実施年度および事業実施後3年間、各年度の3月末日までに生産新資材導入支援事業評価書（第6号様式、別記様式F）を県に提出すること。</p>